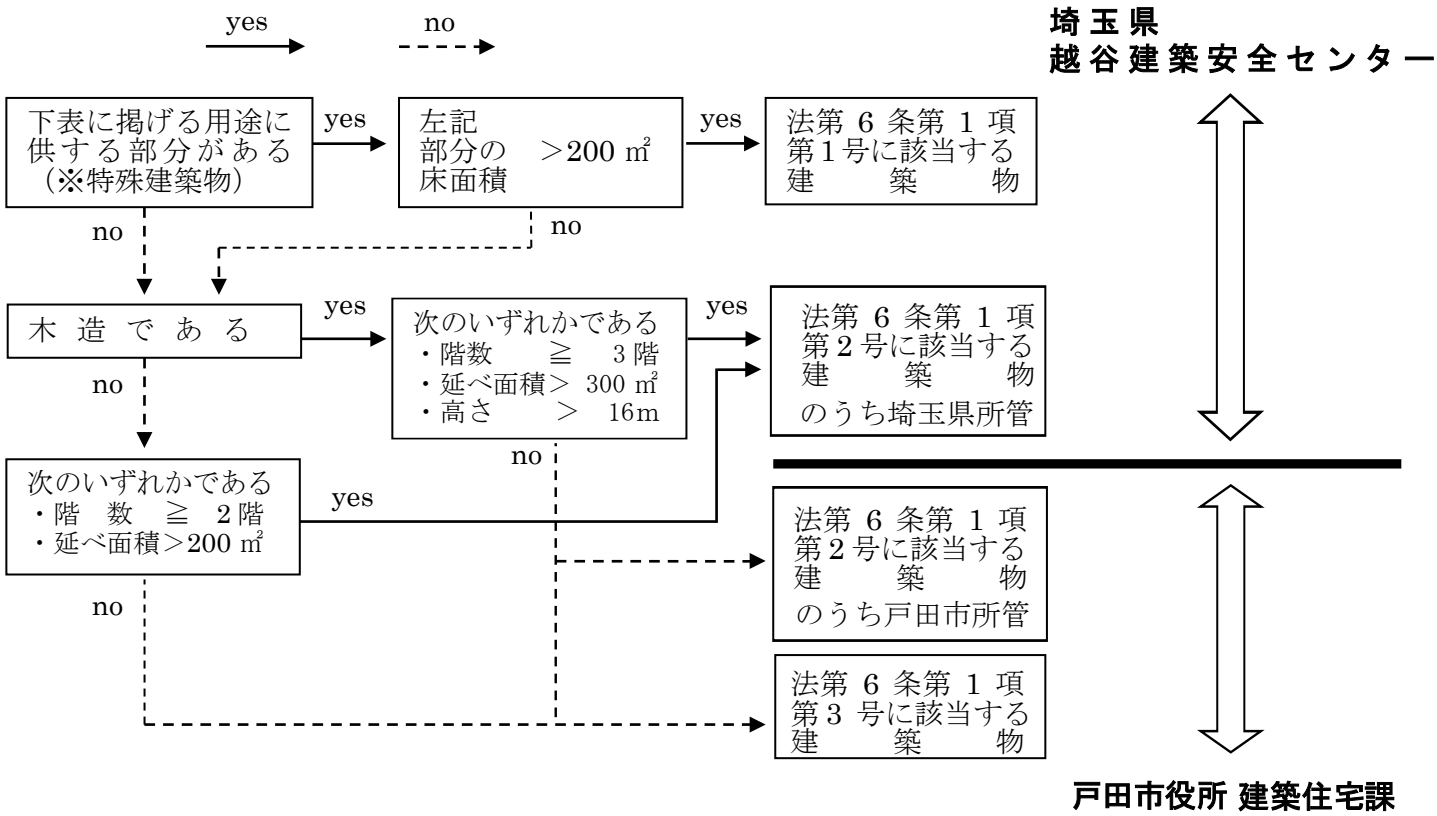


・ 建築基準法に基づく特定行政区分チェックフロー



※ 特 殊 建 築 物

法 別 表 第 1 (い) 項	その他これらに類するもので政令で定めるもの
(一) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	
(二) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎	児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設
(三) 学校、体育館	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
(四) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場	公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m ² 以内のものを除く。）
(五) 倉庫	
(六) 自動車車庫、自動車修理工場	映画スタジオ又はテレビスタジオ